

調達管理番号・案件名

24a00428_中米・カリブ地域(広域)SICA地域における越境生態系保全モデル強化アドバイザー業務

質問と回答は以下のとおりです。

2024年7月16日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	11	第1条 業務の目的	「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、事業目標達成に資することを目的とする。」とありますが、事業目標に係る記載がありませんが、該当記載をご教示いただけますでしょうか。	事業目標は「The transboundary ecosystem conservation model is disseminated throughout the SICA region and sustainably used as one of the practical strategies for implementing regional biodiversity conservation.」、上位目標は「The processes of conserving transboundary ecosystem are reinforced and consolidated as a role model for the SICA region.」としております。
2	13	2. 本業務にかかる事項 (1)活動に関する業務 活動1-1	「事業全体の活動計画となるPDM案及びPO案の精緻化を含む」とは、PDM案およびPO案はすでに貴機構・CP機関で合意済みということでしょうか。その場合は追加配布資料として頂くことは可能でしょうか。	協力枠組みの大枠はMMで先方合意済みですが、現段階では活動計画策定は行っておりません。JICA専門家には事業開始後に現地CP及び関係者と共に活動計画策定を行っていただき、5か月以内を目途に確定・署名とする想定です。
3	13	成果1に関わる活動	「活動1-5:さまざまな研修機会(OJTや各種研修プログラムなど)を通し、地元関係者が必要な技術的知識を習得する。」とありますが、ここでいう「地元関係者」はパイロット活動対象の住民でしょうか、それともパイロット活動実施国の政府関係者でしょうか。また、前者の場合、本活動は現地再委託の一部という理解でよろしいでしょうか。	基本的にはパイロット対象国政府関係者を想定しますが、地元関係者を対象とすることもあり得ます。またご指摘のとおり、現地再委託の一部として含まれる想定です。
4	16	1. 報告書等 (2)ワークプラン	⑤PDMIはPDM案でしょうか。ワークプラン提出時までにJCCを開催し大臣審議会の了承を得ることは難しい可能性があると考え次第です。	先方合意済みのMMIにて協力枠組みの大枠を定めています。それをベースにSICA/CCAD及び各国との協議を進め、ワークプランを精緻化し、MM精緻化版を事業開始から5か月以内を目途に確定・署名とする想定です(大臣審議会開催の要否はその過程でSICA/CCADと確認することとなります)。

5	17	(4)業務完了報告書	(4)業務完了報告書に⑤ 上位目標の達成に向けての提言という記載がありますが、「上位目標」に係る記載がなく、該当記載をご教示いただけますでしょうか。	事業目標は「The transboundary ecosystem conservation model is disseminated throughout the SICA region and sustainably used as one of the practical strategies for implementing regional biodiversity conservation.」、上位目標は「The processes of conserving transboundary ecosystem are reinforced and consolidated as a role model for the SICA region.」としております。
6	29	2. 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与	執務スペースありとのことですが、こちらはSICA対象8か国それぞれに執務スペースがあるということでしょうか。(机・椅子等を含む)	対象8カ国のCP機関に対し、コンサルタント用執務スペースを供与するよう求めています。ただし、CP機関によって状況が異なることが予見されるため、現場にて確認が必要となります。
7	31	4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	3. 国際会議のサイドイベント経費で30万円を定額計上とのことですが、こちらはプロジェクト専門家が参加する場合の航空賃・旅費も含むのでしょうか。	定額計上とした国際会議のサイドイベント経費には、プロジェクト専門家の航空賃・旅費は含まれていないため、その費用は報酬・旅費などで計上ください。
8	31	4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	活動3-2では、「CDB COP16を含む国際会議」でのサイドイベントの開催となっております。この定額計上は、CBD COP16のサイドイベントと限定されておりますが、他の国際会議でのサイドイベントにも参加する場合は、費用やMM等は、別途、変更契約で追加していただく、という理解でよろしいでしょうか。	該当2年間ではCBD COP16(コロンビア)への参加のみを想定しますが、その他の国際会議参加についてはその必要性が生じた際に別途協議、必要に応じて契約変更にて対応します。
9	32	4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について 4パイロット活動	「越境生態系に係るパイロット活動8カ村での活動実施経費(投入資機材の経費は除く)」について、「投入資機材の経費は除く」は、パイロット実施に必要な生産資材などは含まないという意味でしょうか。もしくは、これら全てを含む経費でしょうか。	「投入資機材の経費」は活動実施に必要な種子・苗・肥料や現場活動用の農機具等を想定しています。そのような投入は、「一般業務費(雑費)」として計上ください。

以上

